

## 最低制限価格設定に関する規程の改正について（お知らせ）

町が発注する、予定価格が1,000万円以上の工事又は製造の請負を対象とし、契約の内容に適合した履行の確保及びダンピングの防止を図る観点から最低制限価格を設定していますが、平成29年4月1日以降に公告を行なう入札から、下記のとおり最低制限価格の設定時における算入率を改正いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 改正内容

- (1) 直接工事費の額に乘じる率を10分の「9.5」から10分の「9.7」とする。
- (2) 現場管理費の額に乘じる率を10分の「8」から10分の「9」とする。

#### 2 設定方法

改正前	改正後
最低制限価格は、次の各号に定める額の合計額の万円未満を切り捨てた額に、100分の108を乗じて得た額とする。	最低制限価格は、次の各号に定める額の合計額の万円未満を切り捨てた額に、100分の108を乗じて得た額とする。
(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額	(1) 直接工事費の額に10分の <u>9.7</u> を乗じて得た額
(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	(3) 現場管理費の額に10分の <u>9</u> を乗じて得た額
(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額	(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

※上記により得た額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に108分の100を乗じた額に10分の9を乗じて万円未満を切り捨てて得た額、また、予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に108分の100を乗じて得た額に10分の7を乗じて万円未満を切り捨てて得た額を基準価格とする。

※ご不明な点は、総務部財政課契約管財担当までお問い合わせください。